

平成 27 年 10 月 30 日

会員制介護付老人ホームの特別会員権の購入を勧誘する 「株式会社ミサワケアホーム」に関する注意喚起

平成 27 年 6 月以降、会員制介護付老人ホームの特別会員権の購入を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「株式会社ミサワケアホーム」（以下「ミサワケアホーム」といいます。）の勧誘において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

（注意喚起の要旨）

- ミサワケアホームは、消費者に対し、『『くつろぎの里』ご案内資料』と称する同社の会員制介護付老人ホーム事業を記載したパンフレットや「特別会員権申し込み用紙」等一式（以下「勧誘資料」といいます。）を郵送で送付してきます。
消費者がミサワケアホームからの封筒を受け取るのと前後して、消費者宅に、ミサワケアホームとは別の事業者（以下「A」といいます。）から電話があり、『『くつろぎの里』には封筒が届いた人にしか入居できない。』、「Xという人が、その老人ホームに入りたがっている。入居の権利を譲ってくれないか。』、「名前を貸してもらえば申込みの手続きは当社で代わりにやります。』、「Xは親戚ということにさせていただき、ミサワケアホームから確認の電話が掛かってきたら、私の親戚だ、と言ってください。』などと告げてきます。
- その後、Aの申出を断らなかった消費者にミサワケアホームから電話があり、『親戚でもない人を親戚だと言って申込みをした。これは不正な取引だ。犯罪になる。あなたは逮捕される。』、「元に戻す（解約）には、2000万円（申込金）の20%（違約金）だから、400万円をあなたが支払ってください。』などと言い、金銭の支払を要求してきます。
- ミサワケアホームは、消費者に送付した勧誘資料に、同社の所在地を表示していますが、当該所在地に同社の事務所は存在しておらず、商業登記簿への登記もありません。
- 以上のことなどから、ミサワケアホームは、事業実体がないことが強く疑われます。ミサワケアホームから勧誘資料が届いた場合又はミサワケアホームとは別の事業者からミサワケアホームの勧誘資料について電話で質問や依頼を受けた場合は、決して応じず、すぐに電話を切ってください。
- 見知らぬ人や事業者から「老人ホームへ入居する権利を譲ってほしい。』、「名前を貸してもらえば申込みの手続きは当社で代わりにやる。』といった依頼は詐欺の手口です。事業者からこのような依頼を受けても決して応じず、すぐに電話を切りましょう。
- このような依頼に応じてしまい、後から「犯罪になる。あなたは逮捕される。』などと言われて金銭の支払を求められた場合でも、決して支払ってはいけません。お金を支払う前に消費生活センター等や警察に相談しましょう。
- このような勧誘電話に関して不審な点があった場合は、消費生活センター等や警察に相談しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室
TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

会員制介護付老人ホームの特別会員権の購入を勧誘する 「株式会社ミサワケアホーム」に関する注意喚起

平成 27 年 6 月以降、会員制介護付老人ホームの特別会員権の購入を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「株式会社ミサワケアホーム」（以下「ミサワケアホーム」といいます。）の勧誘において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社ミサワケアホーム
所 在 地	東京都千代田区東神田 1-7-11 神田住友ビル 8 F
代 表 者	安藤 美知子
設 立	1990 年 4 月
資 本 金	3 億 8000 万円
事 業 内 容	福祉・介護サービス業 会員制介護付老人ホーム『くつろぎの里』（施設名称）

※ ミサワケアホームが消費者に提供した資料に記載されている内容です。

※ ミサワケアホームは、上記所在地に存在しません。

※ 同名又は類似名の事業者及び施設名称と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な勧誘事例（資料の詳細は別添を参照）

- （1）平成 27 年 8 月中旬ころ、ミサワケアホームとは別の事業者（以下「A」といいます。）の担当者を名乗る者から、消費者に「当社ではミサワケアホームの封筒を探しています。そちらにミサワケアホームから封筒が届いていませんか。」「ミサワケアホームは、老人ホームを運営している会社です。今年 12 月に、『くつろぎの里』という老人ホームができるが、ミサワケアホームでは、『くつろぎの里』に入居する人を募集している。」「募集人数が少なく、なかなか入居できない上、『くつろぎの里』には封筒が届いた人にしか入居できない。」「封筒が届くかもしれないので、届いたら封筒をとっておいてください。」などと電話が掛かってきた。
- （2）数日後、消費者宅に封筒が届いた。封筒の下部にミサワケアホームの社名が印刷され、中には、『くつろぎの里』ご案内資料、「特別会員権申し込み用紙」等の資料が入っていた。
- （3）封筒が届いた後、A の担当者から消費者に再度電話があり、「X という人が、その老人ホームに入りたがっている。入居の権利を譲ってくれないか。」「名前を貸してもらえば申込みの手続きは当社で代わりにやります。」「X はあなたの親戚ということにさせていただき、ミサワケアホームから確認の電話が掛かってきたら、私の親戚だ、とってください。」「入居申込みのお金を振り込むので、ミサワケアホームの銀行口座を聞いてください。」「入居申込みのお金は全てこちらで支払いますので、心配は要りません。」と依頼された。消費者は困っている人がいるなら助けてあげたいと考え、応諾した。
- （4）数日後、ミサワケアホームの担当者から消費者に電話があり、「あなたのお名前のほかに X 様というお名前が書かれ申込みがありました。どういった御関係でしょうか。」と言われ

たので、消費者は、「Xは親戚の者です。」と答えた。その際消費者は、ミサワケアホームの担当者からミサワケアホームの銀行口座を聞き、Aの担当者に電話して当該銀行口座を教えた。

- (5) 翌日、ミサワケアホームの担当者から消費者に電話があり、脅すような怖い話し方で「あなたは親戚でもない人を親戚だと言って申込みをした。これは不正な取引だ。犯罪になる。あなたは逮捕される。」「申込用紙に入金後の解約は20%の違約金がかかると書いてあるだろう。元に戻すには、2000万円（申込金）の20%だから、400万円をあなたが支払ってください。」などと言われたが、消費者は、とても払える金額ではないと言って断った。そこで、消費者は、Aの担当者に電話をして文句を言ったところ、Aの担当者から「400万円は弁護士があなたに送金してくれることになった。ただ時間が掛かるので、手っ取り早く解決したいから、先にあなたから100万円くらいミサワケアホームに支払ってもらえないか。」などと言われた。消費者が断ったところ、Aの担当者は「では、5万でも6万でも良いから払えないか。」と言ってきた。消費者は話があまりにおかしいと思い、電話を切って消費生活センターに相談をした。

3. 当庁が確認した事実

- ミサワケアホームは、消費者に対し、「『くつろぎの里』ご案内資料」と称する同社の会員制介護付老人ホーム事業を記載したパンフレットや「特別会員権申し込み用紙」等一式を郵送で送付してきます。
消費者がミサワケアホームからの封筒を受け取るのと前後して、消費者宅に、Aから電話があり、「『くつろぎの里』には封筒が届いた人にしか入居できない。」「Xという人が、その老人ホームに入りたがっている。入居の権利を譲ってくれないか。」「名前を貸してもらえば申込みの手続きは当社で代わりにやります。」「Xは親戚ということにさせていただき、ミサワケアホームから確認の電話が掛かってきたら私の親戚だ、と言ってください。」などと告げてきます。
- その後、Aの申出を断らなかった消費者にミサワケアホームから電話があり、「親戚でもない人を親戚だと言って申込みをした。これは不正な取引だ。犯罪になる。あなたは逮捕される。」「元に戻す（解約）には2000万円（申込金）の20%（違約金）だから、400万円をあなたが支払ってください。」などと言い、金銭の支払を要求してきます。
- ミサワケアホームは、消費者に送付した勧誘資料に、同社の所在地を表示していますが、当該所在地に同社の事務所は存在しておらず、商業登記簿への登記もありません。
- ミサワケアホームが消費者に告げた、会員制介護付老人ホームの特別会員権の購入に係る金融機関口座は、存在していませんでした。
- ミサワケアホームは、消費者に郵送した「特別会員権申し込み用紙」に連絡先として表示していた電話番号は、存在していませんでした。

4. 消費者へのアドバイス

- 上記3. の事実を踏まえると、ミサワケアホームは、事業実体がないことが強く疑われます。ミサワケアホームから勧誘資料が届いた場合、又はミサワケアホームとは別の事業者からミサワケアホームの勧誘資料について電話で質問や依頼を受けた場合は、決して応じず、すぐに電話を切ってください。
- 見知らぬ人や事業者から「老人ホームへ入居する権利を譲ってほしい。」「名前を貸してもらいたい。」といった依頼は詐欺の手口です。事業者からこのような依頼を受けても、決して応じず、すぐに電話を切りましょう。

- このような依頼に応じてしまい、後から「犯罪になる。あなたは逮捕される。」などと言われて金銭の支払を求められた場合でも、決して支払ってはいけません。お金を支払う前に消費生活センター等や警察に相談しましょう。
- 厚生労働省では、全国の介護サービスの事業所・施設等を検索できる介護サービス情報公表システム「介護事業所・生活関連情報検索」のウェブサイトを提供しています。老人福祉施設等を確認するなどの際に参考にしてください。
 - 厚生労働省 介護サービス情報公表システム
<http://www.kaigokensaku.jp/>
- このような取引に関して不審な点があった場合は、各地の消費生活相談窓口（消費生活センター等）や警察に相談しましょう。
 - 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等を御存知でない場合）
電話番号 188番（いやや!）
 - 警察相談専用電話
電話番号 #9110

（以 上）



会員制介護付老人ホーム
くつろぎの里

くつろぎの里 ご案内資料

「素直な心」・「謙虚な心」・

「感謝の心」・「敬う心」

まごころを込めて介護スタッフが
心身共にくつろぎをご提供します。

ごあいさつ

弊社、株式会社ミサワケアホームは創業から25年、福祉・介護サービスと真剣に向き合い、少子高齢化の進む我が国において、求められる社会的役割として、介護・支援事業を中心に福祉的地域貢献活動を行うため絶えず自問し、今も成長を続けている会社でございます。

今、この日本が直面している老老介護、認知介護といった問題は急速な高齢化と共に加速傾向にあり、さらには年金受給の年齢の引き上げ問題が深刻化し、高齢者にとっては非常に厳しい生活を強いられる事が予想されます。

この現状を打破すべく、私達は医療機関と提携し「くつろぎの里」を設立することに相成りました。

既に医療法人との連結・提携も合意に至っており、「最先端の医療」・「最先端の介護サービス」を取り入れた今までにない近未来型の老人ホームの先駆けとして福祉の充実を目指していく所存でございます。

株式会社ミサワケアホーム

代表取締役

安藤 美知子



入居希望のみなさまへ

株式会社ミサワケアホーム 新規特別会員権のご案内

この度、株式会社ミサワケアホームでは「くつろぎの里」オープンにあたり、27年1月20日取締役会において特別会員権を発行する事になりました。特別会員権とは弊社が運営する全国の会員制介護付老人ホーム等の入居権利であり、会員権を得る事により「くつろぎの里」で提供する様々な医学的療法や、充実した娯楽施設のご利用が可能となります。また、特別会員権は、金融商品の特徴であったリスクが少なく、従来の金融商品よりも還元率が期待できる為、国内外の個人投資家から今最も注目される商品です。是非、この機会にご購入をご検討頂ければ幸いです。

ご入居までの流れ

お電話・
FAXでの
お申込み

▶
ご入金

▶
会員権の
発行

▶
ご入居

募集要項

応募利回り：1.7%～2.2%

期 間：2年

募集期間：平成27年6月1日～平成27年11月30日

初回配当日：平成27年10月15日（年2回配当）

お申込単位：額面200,000円以上200,000円単位

応募人数：52名

会社概要

会社名：株式会社ミサワケアホーム

住 所：〒101-0031

東京都千代田区東神田1-7-11 神田住友ビル8F

資本金：3億8千万円

設 立：1990年4月

事業内容：福祉・介護サービス業

施設概要

施設概要：くつろぎの里

入居予定日：平成27年12月中旬

主要施設：展望家族風呂・スパプール・多目的室・
レストラン

構造・規模：鉄筋コンクリート造

（一部鉄骨造・地上2階建）

運営会社：株式会社ミサワケアホーム

役員紹介

代表取締役 …… 安藤 美知子

取締役副社長 …… 木下 守

監 査 役 …… 土井 幸子

監 査 役 …… 加藤 正道

常務取締役（経理担当） …… 後藤 大二郎

常務取締役（人事担当） …… 野村 貢

取締役（医療・介護サービス事業部） …… 三島 弘美

会員制介護付老人ホーム【くつろぎの里】 2015年12月オープン

❁ 医療施設との併設がもたらす大きなメリット

くつろぎの里では医療法人との提携により、従来の老人ホームでは設備投資の関係から設立が難しいと言われていた医療施設との併設を実現。

通院が難しいご高齢の方でも医師や看護師、介護スタッフが24時間常駐しておりますので、緊急の際にも迅速な対応が可能になり、安心が目で見えるまさに近未来型の老人ホームです。



❁ ご自宅と変わらない、 自由で自立した暮らし



ご入居後も自立した生活を送っていただく為、スタッフにて、施設の出入りのチェックや外出先の確認などを行いますが、24時間外出が可能ですので、これまで通りの暮らしが可能です。

お部屋は全室個室で、プライベートな時間をご提供いたします。

また、ご入居者様のお人柄や、趣味・嗜好を細かくお伺いし、気の合いそうな他の入居者と自然と仲良くなれるよう、スタッフがお手伝いし、毎日の生活がより一層充実するようサポートさせていただきます。

❁ お身体の状態に合わせた健康管理体制

常用しているお薬やご持病について、徹底した情報管理・情報共有を行い、医学的管理のもとで看護、介護、理学・作業・言語療法や音楽療法をご提供いたします。

お食事は、お身体の状態やその日の体調などに個別に対応（きざみ食や病態食、カロリー制限、アレルギーなど）し、お一人おひとりを尊重した、寄り添いながらの介護サービスで健やかな毎日をお約束いたします。





❀ 春夏秋冬訪れる四季を満喫できる 充実した娯楽施設を配備

入居者全員がご利用可能な多目的室をご用意しております。
囲碁や将棋、トランプ、オセロ等、考える力は認知症防止にも役立ちます。
他にもリクライニングソファや談話用のお部屋もございますので、マッサージ
や読書といったリラックススペースとしても有効にご活用ください。
また、コーヒーやお茶などを楽しみながら利用できるシアタールームもご用意
しておりますので、毎日新たな刺激が見つかり、有意義な生活を送れます。

外にはゲートボール場や緑に散歩道がございますので、春は花見、夏は緑の
香り、秋は紅葉、冬は木枯らしと様々な景色と共に変わりゆく日々をお楽しみ
頂けます。

主な年間行事・催事

1月	・新年祝賀会	・初詣
2月	・節分	
3月	・ひな祭り	・演芸会
4月	・お花見	
5月	・新喜劇	・鑑賞会
6月	・遠足	
7月	・七夕	・カラオケ大会
8月	・夏祭り	・納涼会
9月	・敬老祝賀会	
10月	・紅葉狩り【日帰り旅行】	
11月	・ゲートボール大会	
12月	・クリスマス会	・忘年会



＼もっと笑顔届けたい！／ 被災地支援・応援プロジェクト

東日本大震災の発生以降、弊社では医療機関と協力し、長期に渡る支援活動を行っております。今年で4回目となる同プロジェクトでは被災地の子供たちとご高齢者様の交流の場として非常に多くの支持を頂いております。

被災地復興の原動力となる子供たちから沢山のパワーをもらい、今後の日本を支える世代への架け橋となるべく、活動を行っております。まだまだ微力ではございますが、これからも定期的に支援活動を行い、復興のきっかけになる事を祈っております。





株式会社ミサワケアホーム

管理コード

315



FAX:03-



特別会員権申し込み用紙

下記必要事項をご記入のうえ、FAXまたはお電話にてお申し込みください

※FAXでのお申し込みは24時間年中無休で受け付けております。

■お客様情報

名前	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>	生年 月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日
住所						
電話番号	[自宅] - -	[携帯] - -				

■お求めの枠内にをして下さい。(1口 20万)

<input type="checkbox"/> ご希望の口数をご記入ください。 申込口数 口 ----- 申込金額 万円	<input type="checkbox"/> 申込口数 50 口 ----- 申込金額 1000 万円	<input type="checkbox"/> 申込口数 100 口 ----- 申込金額 2000 万円
--	--	---

■配当金受取口座

口座	銀行 信金 信組	支店	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">普通 当座</div>	口座 番号						
郵便局	-									

※「くつろぎの里」の入居確約は会員権を100口以上保有されている方に限らせて頂きます。

※ご入金後の途中解約、申込内容の変更等は、原則として20%の違約金が発生する場合がありますので予めご了承下さい。

入金予定日

平成

年

月

日

※入金予定日にご入金がない場合は、お申込を取消とさせていただきますので、予めご了承下さい。

株式会社 ミサワケアホーム

〒101-0031

東京都千代田区東神田1-7-11 神田住友ビル8F

営業時間 / 9:00~18:00 休業日 / 土・日・祝

お問い合わせ・お申し込みはコチラまで

TEL:03-